

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年9月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700084号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1700015号

第1 結論

昭和53年5月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年5月から昭和59年3月まで

私が会社を退職したことから、私の妻が、昭和53年5月頃に、A市B支所で私の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。私の請求期間の国民年金保険料については、私の妻が、A市役所から送られてきた納付書により、毎月、銀行で納付しており、確定申告をする際も、毎年、社会保険料として申告していたのに、当該保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、請求期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市C地区に居住していた昭和53年5月頃に、A市B支所で請求者の妻が請求者の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者から提出のあった、請求期間に係る国民年金の加入手続時に交付されたとする年金手帳に記載されている住所は、A市D地区となっており、請求者に係る住民票により、請求者がA市D地区に住所を定めたのは、昭和57年10月であることが確認できることから、請求者が主張する国民年金の加入手続の時期と符号しない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(*以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和59年4月22日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、その記号番号の被保険者資格取得日に係るオンライン記録の処理日から、請求者の国民年金の加入手続は、同年10月頃に行われたものと推認され、当該国民年金の加入手続が行われたとされる時期を基準にすると、請求期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

なお、昭和49年4月頃にE市で払い出されたと推認される請求者の最初の記号番号(*)に係る国民年金の記録については、昭和52年9月に厚生年金保険加入に伴い、資格を喪失していることが確認できる上、オンライン記録において、当該記号番号に係る住所変更履歴も見

当たらないことから、当該記号番号によりA市において請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間は71か月と長期間に及んでいる上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。